

時 期	復旧・復興段階
区 分	復興体制
分 野	復興体制
検 証 項 目	NPO・ボランティアとの連携

根拠法令・事務区分	(災害時におけるボランティア活動等については、阪神・淡路大震災以降、災害対策基本法に位置づけ)
執 行 主 体	国、県(自治事務)、市町(自治事務)、社会福祉協議会、損害保険協会(ボランティア保険)
財 源	一部、義援金や、阪神・淡路大震災復興基金による事業が行われた。
概 要	<p>阪神・淡路大震災では、全国から多数のボランティアが被災地域に駆けつけたが、発災当初は災害時における行政側のボランティアの受入体制が整っていなかったこと、経験豊富なボランティアコーディネーターがほとんどいなかったことに加え、初心者ボランティアが多く、宿泊や食事のあてもなくやみくもに来神したボランティアへの宿泊等の手だてに翻弄された、被災者の自立を妨げる結果になった、など多くの問題も指摘されている。</p> <p>震災を契機に、平成7年の災害対策基本法の改正において、国及び地方公共団体がボランティアによる防災活動の環境整備の実施に努めるべきことが明記された。また、平成10年には特定非営利活動促進法が制定されるなど、自主的な活動を促進する環境整備が進んでいる。被災自治体をはじめとする地方公共団体においても、地域防災計画等においてボランティアの位置づけがなされ、受入体制の整備が進められている。その一例として、兵庫県においては、震災後、県内外で大規模災害等が発生した際、緊急に救援活動に赴く「兵庫県災害救援専門ボランティア」の登録・派遣制度を創設した。その専門分野は、救急・救助、医療、介護、手話通訳、建物の危険度判定、情報・通信、ボランティアコーディネート、輸送など、多岐にわたる。</p> <p>また、平成11年11月、神戸市は、震災時に活躍したNPO法人に、全国で初めて在宅介護支援センターの運営を委託した。これ以後、地方公共団体からボランティア団体・NPO法人等に対して、公共事業が委託されるようになった。</p>

阪神・淡路大震災における取組内容とその結果	
国	<p>阪神・淡路大震災に対して取った措置 ボランティアのコーディネート</p> <ul style="list-style-type: none"> 1月23日、厚生省、全国社会福祉協議会、近畿ブロック府県社会福祉協議会、大阪府等が中心となり、大阪府社会福祉協議会内に全国的な救援組織として「社会福祉関係者救援合同対策本部」を設置し、県外からの全国的なボランティアの登録、コーディネートなどを行った。(1月24日に西宮市、2月1日に加古川市、津名郡一宮町、2月3日芦屋市、2月8日神戸市兵庫区に近隣府県等の社会福祉協議会が責任者となって現地事務所を開設) [『阪神・淡路大震災 - 兵庫県の1年の記録』兵庫県, p331] <p>阪神・淡路大震災に対して取った措置の結果</p>
県	<p>阪神・淡路大震災に対して取った措置 ボランティア推進班の設置[『阪神・淡路大震災 - 兵庫県の1年の記録』兵庫県, p306-307]</p> <ul style="list-style-type: none"> 1月22日、市町村社会福祉協議会ボランティアセンターの需給調整機能を支援するため、県災害対策総合本部緊急生活救援部の中にボランティア推進班を設置した。 ボランティア推進班は、市町レベルでの取り組みに加え、県社会福祉協議会ボランティアセンターと一体となって、ボランティア活動の広域的な調整やニーズ把握などを中心に支援活動を行った。 ボランティアニーズとボランティアとの円滑なコーディネートを図るため、ボランティア推進班、県社会福祉協議会ボランティアセンター、被災地の市町村社会福祉ボランティアセンター、県内の被災していない地域の社会福祉協議会ボランティアセンターなど、関係機関のネットワークを形成した。

- ・ボランティア推進班は、1月25日～1月27日にかけて第1回目のボランティアの要望状況把握の調査を、また1月31日～2月2日にかけて第2回目のボランティア要望状況把握の調査を実施した。
ボランティア共済制度に関する特別措置[『阪神・淡路大震災 - 兵庫県の1年の記録』兵庫県, p311]
- ・従来から県社会福祉協議会において「兵庫県ボランティア災害共済」等を設けていたが、この保険制度は、震災等の天災による事故は不担保となっているため、余震によるけが等は対象とならなかった。そこで、県は、1月26日、損害保険会社と協議して、新たに余震によるけがを補償対象とする「天災危険担保付行事用保険」制度を設ける、特例措置として、電話連絡のみで加入できる方式を採用した。
ボランティア活動の推進[『阪神・淡路大震災 - 兵庫県の1年の記録』兵庫県, p308-310]
- ・3月17日、震災において活躍した多くのボランティアに感謝するとともに、ボランティアが一堂に集まり、自立復興に向けた今後のボランティア活動のあり方について考えるため、“ふれあい自立・ネットワーク”をテーマに“阪神・淡路大震災”ありがとうボランティアの集いを開催した。
- ・県民のボランティア活動への参加を促進するため、毎年、県民総ボランティアキャンペーンを展開してきたが、平成7年度は、期間を6月1日から翌年1月17日までと前年度（3カ月間）より大幅に延長した。
- ・有識者による「新しいボランティア活動支援システム検討委員会」を設けて、ボランティア活動への参加を促進するための条件整備、災害時を含めた行政のボランティア活動への支援方策について検討を行い、11月17日、その中間報告をまとめた。
- ・震災1周年記念事業として、また「防災とボランティアの日」及び「防災とボランティア週間」制定記念事業として「“防災とボランティア”を考えるシンポジウム」を平成8年1月20日、21日の2日間にわたり、県公館及び神戸朝日ホールで開催した。
専門家派遣・まちづくり活動助成制度を創設した。（ひょうご都市づくりセンター）[『阪神・淡路大震災調査報告 建築編10 都市計画・農漁村計画』阪神・淡路大震災調査報告編集委員会, p329][『復興まちづくりのあゆみ』ひょうご都市づくりセンター][ひょうごまちづくりセンターホームページ (<http://www.hyogo-ctc.or.jp/machicen/>)]
- ・ひょうご都市づくりセンター（現ひょうごまちづくりセンター）は、阪神・淡路大震災によって被災した市街地の住民主体のまちづくりを支援するため、専門家派遣やまちづくり助成などを行うことを目的に、（財）兵庫県都市整備協会内に設置された組織である。
- ・同センターは平成7年9月に開設され、活動を開始した。当初3ヶ月の間だけ活動を行う予定であったが、そのニーズが高かったことから、3年間延長され、さらに平成16年度までの、9年間も延長され、様々な活動を展開した。
- ・ひょうご都市づくりセンターには、専門家派遣やまちづくり助成に対応するための、都市計画家、区画整理士、再開発プランナー、一級建築士、不動産鑑定士等の専門職能家が多数登録されている。
- ・また、同センターが実施する復興まちづくり支援事業に要する経費は（財）阪神・淡路大震災復興基金が負担している。
ID119住民参加のまちづくりを参照
ボランティア活動への助成[『阪神・淡路大震災 - 兵庫県の1年の記録』兵庫県, p309][阪神・淡路大震災復興基金ホームページ (<http://web.pref.hyogo.jp/fkikin/>)]
- ・阪神・淡路大震災の被災地で高齢者や障害者を対象にボランティア活動を行う団体やグループを支援するため、財団法人 阪神・大震災復興基金により、活動経費の助成を行った。
- ・助成団体・グループ条件は、年間を通じて活動し、構成人数10人以上で、県社会福祉協議会か、市区町社会福祉協議会に届けていること。
- ・交通費、通信費、保険料、機材購入費などを対象経費とした。
- ・事業年度は、平成7年度～14年度。
- ・助成金額は、1団体・グループ当たり50万円以内。ただし、活動日数が60日以上引越しかかわる団体の100万円以内とした。
ひょうごボランタリープラザの開設
[ひょうごボランタリープラザホームページ (<http://www.hyogo-vplaza.jp/index.html>)]
- ・多様なボランタリー活動を促進するため「生活復興県民ネット」の設置や、災害復興ボランティア活動補助など、復興に向けた県民のボランタリー活動への支援も行うとともに、NPO・ボランティアグループの全県的な支援ネットワーク拠点として「ひょうごボランタリープラザ」を平

	<p>成14年6月に開設した。 生活復興県民ネットの結成 [兵庫県生活復興県民ネットホームページ (http://kenmin.net-hyogo.chuo.kobe.jp/)]</p> <ul style="list-style-type: none"> 生活復興県民ネットは、阪神・淡路大震災の被災地の1日も早い生活復興を目指して、各種団体、ボランティアグループ、企業、個人が幅広いエネルギーを結集したネットワークであり、 生活復興県民ネットでは、地域活動に役立つ情報やイベント情報などをファックスやパソコンを使って、相互に情報交換するネットワークシステム「ひょうごコミ2ネット」を提供している。 <p>NPOへの事業委託の実施 [兵庫県生活復興課ホームページ (http://web.pref.hyogo.jp/seifukko/np0-sien.htm)]</p> <ul style="list-style-type: none"> 兵庫県は、国の「緊急地域雇用創出特別交付金」を活用して、阪神・淡路大震災の被災者の生活復興を支援するための事業をNPOに委託した。 被災高齢者の見守りや被災者の元気づけ、コミュニティづくりの支援など生活復興につながる事業で、新たに人を雇用して実施する企画を、広くNPOの皆さんから募集した。委託先NPO(12ユニット)は、応募企画案をもとに、公開審査会を行い、決定した。 <p>阪神・淡路大震災に対して取った措置の結果 ボランティアの要望状況調査[『阪神・淡路大震災 - 兵庫県の1年の記録』兵庫県,p307]</p> <ul style="list-style-type: none"> ボランティアの要望状況調査の結果、物資の搬入・整理、清掃、医療・救護などの活動に携わるボランティアを派遣してほしいという希望が多く、ほとんどの避難所においてボランティアが不足していることが判明した。 <p>ボランティア活動の推進状況[『阪神・淡路大震災 - 兵庫県の1年の記録』兵庫県,p308]</p> <ul style="list-style-type: none"> 3月17日に開催された「“阪神・淡路大震災” ありがとうボランティアの集い」には、約300人が参加した。 <p>「“防災とボランティア” を考えるシンポジウム」は、全国からボランティア、ボランティア活動推進団体、行政関係者など平成8年1月20日、21日の2日間で延べ950人が参加した。[『阪神・淡路大震災 - 兵庫県の1年の記録』兵庫県,p310]</p> <p>ボランティア活動への助成実績[『阪神・淡路大震災 - 兵庫県の1年の記録』兵庫県,p309]</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成8年1月末現在：一般活動費助成 311件(17,700千円) 特別活動費助成 72件(8,903千円)
市 町	<p>阪神・淡路大震災に対して取った措置 専門家派遣及びまちづくり活動助成制度の創設(こうべすまい・まちづくり人材センター)[阪神・淡路まちづくり支援機構附属研究会編『提言 大震災に学ぶ住宅とまちづくり』東方出版][こうべまちづくりセンターホームページ (http://www.kobe-toshi-seibi.or.jp/matisen/)]</p> <ul style="list-style-type: none"> 神戸市は、阪神・淡路大震災が発生し、すまいやまちの復興に関する住民の相談ニーズが激増したことに伴い、従来市が実施していた専門家派遣制度を一元化させ、平成7年7月、神戸市都市整備公社内に、「こうべ・すまいまちづくり人材センター」を発足させた。 派遣専門家として、建築・都市計画コンサルタントの他、弁護士、司法書士、不動産鑑定士、土地家屋調査士、税理士などが登録されている。 こうべすまい・まちづくり人材センターによる復興まちづくり支援は、ひょうご都市づくりセンターの一括補助により運営している。なお、ひょうご都市づくりセンターは、阪神・淡路大震災復興基金により運営されている。 <p>ID119住民参加のまちづくりを参照 NPO等への活動拠点の提供</p> <ul style="list-style-type: none"> 神戸市は平成11年7月、市内のNPOのボランティア団体などに対し、市の遊休施設の一部を地域の活動拠点(サポートステーション)として、無償貸与することを決めた。地域に根ざしたNPO活動を育成・支援していくことが目的。対象となるのは、特定非営利活動促進法(NPO法)で定められた「中間支援団体」など。市が提供する施設は、地域福祉センターの建設にともなって閉鎖している市内2箇所の老人いこいの家。いずれも2階建てである。光熱費や水道料は自己負担となる。 <p>阪神・淡路大震災に対して取った措置の結果</p>

<p>その他</p>	<p>阪神・淡路大震災に対して取った措置 社会福祉協議会の活動[『阪神・淡路大震災 - 兵庫県の1年の記録』兵庫県,p310-311]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・兵庫県社会福祉協議会に震災直後からボランティアの申し込みが殺到したので、1月24日、「兵庫県社会福祉協議会震災対策プロジェクト」を発足させ、その中にボランティアに関する専門部を設ける。被災地の市町社会福祉協議会ボランティアセンターとの連携を図りながら、ボランティアの相談、調整を行った。 ・3月15日、県社会福祉協議会において、県内の自立復興をめざして「阪神・淡路大震災社会福祉復興本部」を設け、その中にボランティア活動推進部を設置し、大阪府社会福祉協議会に設置された「社会福祉関係者救援合同対策本部」の活動を引き継いだ。また、被災しなかった市町のボランティアと被災市町との調整など、ボランティア推進班の業務も、「阪神・淡路大震災社会福祉復興本部」のボランティア活動推進部が引き続き行うこととなった。 ・全国社会福祉協議会では「阪神・淡路大震災におけるボランティア団体活動支援のための募金」への国民からの寄付をもとに、震災救援・復興活動に参加したボランティア団体に対して100万円までの助成が行われる。 <p>学生のボランティア活動[『阪神・淡路大震災 - 兵庫県の1年の記録』兵庫県,p311-312]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・夏休みを中心とした学生ボランティアの被災地への支援活動を円滑に進めるため、県福祉センターに「学生ボランティアセンター」を8月1日～9月30日まで開設し、学生による事務局スタッフを3人配置、情報提供、大学ボランティアセンターとの連絡などを行った。 ・学生ボランティアセンター終了後、各大学のボランティアセンター代表者による「学生ボランティア連絡会議」を月1回開催し、情報交換、相互支援活動を行った。 ・「兵庫県学生ボランティア協議会」が平成8年1月15日に発足し、ボランティア・ネットワーク・フォーラムを県私学会館で開催した。 <p>ボランティア保険の創設[『阪神・淡路大震災 - 兵庫県の1年の記録』兵庫県,p311]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2月1日、(社)日本損害保険協会は、被災市町の自治体がボランティアに保険(余震によるけが等も対象)を掛ける場合、保険料の1カ月分を自治体に代わって協会が負担し、各自治体への義援金とすることとした。 <p>阪神・淡路大震災に対して取った措置の結果 学生ボランティアセンターにおける相談実績[『阪神・淡路大震災 - 兵庫県の1年の記録』兵庫県,p311-312]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成7年度「学生ボランティアセンター」開設期間中の相談件数は406件、コーディネート件数は222件であった。 <p>ボランティア保険[『阪神・淡路大震災 - 兵庫県の1年の記録』兵庫県,p311]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(社)日本損害保険協会が自治体にかわり1ヶ月分の保険料を負担することを決定したことを受け、神戸市、尼崎市、芦屋市、伊丹市、宝塚市、北淡町がそれぞれ協会に申し出、これらの市町におけるボランティア登録者はこの保険の対象とされた。
<p>阪神・淡路大震災の教訓を踏まえた取り組み内容とその結果</p>	
<p>国</p>	<p>阪神・淡路大震災の教訓を踏まえた取り組み 「防災とボランティアの日」の制定[『阪神・淡路大震災 - 兵庫県の1年の記録』兵庫県,p331]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成7年12月25日の閣議において、今後、阪神・淡路大震災が起こった1月17日を「防災とボランティアの日」とし、1月15日から21日までを「防災とボランティア週間」とすることを決定した。 <p>特定非営利活動促進法の制定(平成10年、平成14年一部改正)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定非営利活動を行う団体に法人格を付与すること等により、市民が行う自由な社会貢献活動の発展を促進することを目的に、平成10年3月に制定され、同年12月に施行された。特定非営利活動の種類に、まちづくり活動が位置づけられた。 ・平成14年12月には、法附則の検討条項の規定を踏まえ、特定非営利活動の種類追加や設立認証の申請手続の簡素化、暴力団を排除するための措置の強化、等の規定を盛り込んだ「特定非営利活動促進法の一部を改正する法律」が成立した(施行:平成15年5月1日) <p>災害ボランティア・データバンクの設置[消防庁災害ボランティア・データバンクホームページ(http://www.fdma.go.jp/volunteer/index.cgi)]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総務省消防庁では、地方公共団体、公共機関、災害ボランティア団体の協力を得ながら、災害ボランティアと行政の連携にあたって、参考となるデータとして「災害ボランティア・データバンク」を設置した。

- ・その概要は、以下のとおり
都道府県・政令都市の災害ボランティア支援施策
社会福祉協議会、日本赤十字社の災害ボランティア支援施策
災害を対象とした活動を行っているボランティア団体の活動内容
防災エキスパート制度の発足（平成8年）[『防災白書（平成8年）』国土庁,p86]
[社団法人 近畿建設協会ホームページ<http://www.kyokai-kinki.or.jp/bousai/>]
- ・被災した公共土木施設等の被害情報の迅速な収集、円滑な災害復旧事業の査定事務等に資するため、国、地方公共団体等に対し支援を行う防災エキスパート制度を平成8年1月に創設した。
災害対策基本法の改正[『防災白書（平成9年）』国土庁,p278]
- ・平成7年12月の改正により、住民等の責務として、住民は、自ら災害に備えるための手段を講ずるとともに、自発的な防災活動に参加する等、防災に寄与するように努めなければならないこととされた。また、施策における防災上の配慮等として、国及び地方公共団体は、自主防災組織の育成、ボランティアによる防災活動の環境の整備、その他国民の自発的な防災活動の促進に関する事項の実施に努めなければならないとされた。
防災基本計画の修正
- ・防災基本計画では、防災ボランティア活動の環境整備として、地方公共団体は、ボランティア団体と協力して、発災時の防災ボランティアとの連携について検討すること、国及び地方公共団体は、日本赤十字社、社会福祉協議会等やボランティア団体との連携を図り、災害時においてボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図るものとする、などを定めている。
- ・また、ボランティアの受入れについては、国、地方公共団体及び関係団体は、相互に協力し、ボランティアに対する被災地のニーズの把握に努めるとともに、ボランティアの受付、調整等その受入体制を確保するよう努め、また、ボランティアの受入れに際して、老人介護や外国人との会話力等ボランティアの技能等が効果的に活かされるよう配慮するとともに、必要に応じてボランティアの活動拠点を提供する等、ボランティアの活動の円滑な実施が図られるよう支援に努めること、などを定めている。
郵便振替の預り金の民間災害救援事業に対する寄付の委託に関する法律（平成8年6月12日法律第72号）[『防災白書（平成10年）』国土庁,310]
- ・国内において天災などの非常災害があった場合に、ボランティア団体による被災者の救援活動が円滑に行われるよう、郵便振替の加入者がその口座預かり金をボランティア団体に寄付することを郵政大臣に委託する制度である「災害ボランティア口座」を創設した。（経済企画庁、科学技術庁、国土庁、法務省、外務省、大蔵省、労働省、自治省、省庁名は当時）

阪神・淡路大震災の教訓を踏まえた取組の結果

県

- 阪神・淡路大震災の教訓を踏まえた取り組み
兵庫県災害救援専門ボランティア登録・派遣制度の創設（平成7年10月）
[兵庫県ホームページ（<http://web.pref.hyogo.jp/syoubou/volunteer/>）]
- ・県内外で大規模災害等が発生した際、緊急に救援活動に赴く「兵庫県災害救援専門ボランティア」の登録・派遣制度を創設し、平成7年10月11日～11月2日にかけてボランティアの募集を行った。兵庫県災害救援専門ボランティアを募集した結果、約1,400件の応募があった。
 - ・ボランティアの登録にあたり、11月18日から災害時に必要となる知識・技能について専門研修を実施し、平成8年1月17日に「兵庫県災害救援専門ボランティア」（ひょうご・フェニックス救援隊）を発足した。
 - ・平成15年度におけるボランティアの登録件数は、以下のとおりである。

分野	活動内容	資格要件	登録人員	募集・研修・登録・派遣に当たる所管団体
救急・救助ボランティア	被災者の救急・救助活動 その他避難誘導等の支援活動に当たる。	消防 警察業務に知識 経験を有する者	175名	県消防協会 県警友会
医療ボランティア	発災直後の医療活動や病院等における医療支援活動に当たる。	医師及び看護職等	チーム 医師 1 看護職3 事務職1	13 チーム 県私立病院協会
			個人	医師 74名 看護職 134名
		歯科医師	個人	歯科医師(55名)

		歯科技工士		歯科技工士(22名)	
		薬剤師	個人	82名	県薬剤師会
		理学療法士	個人	37名	県理学療法士会
		作業療法士	個人	11名	県作業療法士会
介護ボランティア	避難所等における要介護者への対応、一般ボランティアへの介護指導等に当たる。	介護福祉士の有資格者、または施設内、在宅などで介護経験がある介護職員、ホームヘルパー等		84名	県社会福祉協議会
手話通訳ボランティア	災害発生時、避難所等における聴覚障害者の通訳にあたる。	手話上級コース修了相当の手話能力を有する者		56名	県聴覚障害者協会
建物判定ボランティア	建物の倒壊、外壁等落下の危険度を調査し、建物使用の可否の判定に当たる。	応急危険度判定士		132名	県住宅建築総合センター
情報・通信ボランティア	避難所等において、携帯用無線機器・バイク等を利用し、他の避難所との情報交換を行う。また、避難者の要望等を行政機関等に伝達する。	アマチュア無線技士		50名	日本アマチュア無線連盟兵庫支部
		普通自動車二輪車免許		30名	兵庫レスキューサポートバイクネットワーク
ボランティアコーディネータ	災害発生時の避難所等におけるボランティアの指導、調整等に当たる。	ボランティア団体や青少年団体等でリーダー等として一定の活動経験を有する者		78名	県青少年団体連絡協議会 県社会福祉協議会
輸送ボランティア	バス及び船舶により専門ボランティア等の要員の搬送に当たる。 トラックにより資機材、義援物資等の輸送に当たる。	トラック(貨客兼用車を含む。)		46社 113台	県トラック協会
		バス		11社 11台	県バス協会
		船舶		1社 2隻	県防災企画課

総数 1,066名、医療 13 チーム、トラック 113 台、バス 11 台、船舶 2 隻

ID148 専門家による支援体制を参照

専門家派遣・まちづくり活動助成制度(ひょうご都市づくりセンター)[ひょうごまちづくりセンターホームページ(<http://www.hyogo-ctc.or.jp/machicen/>)]

- ・平成7年度から実施している、活動費の助成やアドバイザー・コンサルタントの派遣等の支援を行う「復興まちづくり支援事業」を、平成11年度からは、被災地での取り組みの成果を踏まえ、全県施策とした(まちづくり支援事業)。

ボランティア団体等との災害支援協定の締結

- ・平成9年、22都府県と札幌市が、災害時に交通誘導やパトロールなどの警察業務を民間の警備員に委託する「災害支援協定」を地元の警備業協会と締結した。[『阪神・淡路大震災復興誌(第3巻)』(財)阪神・淡路大震災記念協会,p620-621]
- ・兵庫県は平成11年11月に日本レスキュー協会と「災害時における災害救助犬の出動に関する協定」を締結した。県内で大規模災害が発生した場合に、各市町の求めに応じて、県が同協会の救助犬の派遣を要請するという内容である。[『阪神・淡路大震災復興誌(第5巻)』(財)阪神・淡路大震災記念協会,p580]

災害時におけるボランティアの受入体制の整備 [兵庫県参画協働課ホームページ(<http://www.hyogo-intercampus.ne.jp/gallery/v-hyogo/index.html>)]

- ・ボランティアの需要把握や、大量のボランティアを受け入れ、コーディネートすることができるシステムについて、新しいボランティア活動支援システム検討委員会を1997年度に設置した。
- ・兵庫県は、平成11年10月、県内7箇所開設にするボランティアセンターのコーディネーターを募集した。国は、「緊急雇用就業機会創出特別対策事業」として全国の自治体に計2,000億円を配布した。交付を受けた都道府県や市町は、平成13年度までに地域事情に応じたさまざまな雇用促進事業を展開する。兵庫県は、交付金85億円を基金として積み、このうち22億6,000万円を平成11年度の事業にあてた。ボランティアコーディネーターの募集はその第1号となる事業。県労働者福祉協議会が平成11年12月初旬をめどに県内7箇所の労働センター内に「勤労者Vネットコーディネーターセンター」を開設し、専門技術や職務経験を生かしたボランティアの登録呼びかけや情報提供、マッチングなどを始めることとした。
- ・兵庫県は平成11年度に、「災害弱者支援指針」と「災害ボランティア活動支援指針」を策定した。兵庫県が作成した指針は、災害弱者やボランティア活動に対する日頃の備えと、災害発生時の対応のあり方を整理し、災害時の迅速、かつ的確な取り組みを行うためのもので、県内の市町村が支援マニュアルを作成する際のガイドラインとなる。
- ・阪神・淡路大震災を機に被災地にひろまったNPOがさらに継続・発展していくよう、平成13年10月「被災地NPO応援貸付制度」を創設した。
- ・平成14年6月、NPOやボランティア活動の交流・支援拠点となる「県民ボランティア活動プラザ」

	<p>を神戸クリスタルタワーに開設。活動プラザは、フェニックスプラザ(2002年3月末で閉鎖)の「生活復興NPOプラザ」の交流・ネットワーク支援機能を引き継いだもの。運営は、県社会福祉協議会に委託した。</p> <p>人と防災未来センターにおける人材育成支援(平成14年~)[『阪神・淡路大震災復興誌(第7巻)』(財)阪神・淡路大震災記念協会p564-567]</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成14年4月に開設された人と防災未来センターでは、今後、防災ボランティアの育成等を行うこととしている。 <p>阪神・淡路大震災の教訓を踏まえた取組の結果</p>
市 町	<p>阪神・淡路大震災の教訓を踏まえた取り組み</p> <p>ボランティア活動支援マニュアルの策定(神戸市)[『神戸市地域防災計画 防災対応マニュアル(概要版)』神戸市,p116-118][『阪神・淡路大震災復興誌(第7巻)』(財)阪神・淡路大震災記念協会,p559-563]</p> <ul style="list-style-type: none"> 災害発生時における被災者の生活支援には、迅速性、即応性、柔軟性、個別性等が必要とされ、それらの原理で活動するボランティア活動の有効性、有益性が阪神・淡路大震災で改めて確認された。21世紀の市民福祉社会の構築には、行政とボランティアはそれぞれ行動原理に基づき、また、独自の役割を明確にし、相互に補いあう対等なパートナーとして認識するとともに、お互いに連携・協力することが必要である。 こうした背景を踏まえ、神戸市においては、阪神・淡路大震災の教訓を生かし、災害発生時にもボランティアが活動しやすい環境を整備するとともに、非常時に機能的なボランティア活動が展開されるよう「ボランティア活動支援マニュアル」を策定した。 <p>安全都市づくり神戸宣言 [神戸市ホームページ(http://www.city.kobe.jp/cityoffice/02/010/declaration/)]</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成9年1月18日、「地域防災シンポジウム '97 in 神戸」において、「安全都市づくり神戸宣言」が採択された。 <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>安全都市づくり神戸宣言</p> <p>1995年1月17日午前5時46分に起きた「兵庫県南部地震」は、多くの尊い生命や貴重な財産を奪い、都市機能を一瞬のうちに崩壊させました。</p> <p>こうした大地震の際には市民、事業者、行政の防災活動の重要性に加え、広域応援、防災ボランティア活動の有効性を痛感しました。</p> <p>また阪神・淡路大震災は初動体制の充実、的確な情報収集、災害弱者への対応、被災者の生活安定対策等多くの教訓を私たちに残しました。</p> <p>こうした教訓をふまえ、目前にせまった21世紀に向けて、安全で安心な都市づくりを推進し、この教訓を構成に伝えなければなりません。</p> <p>私達は、阪神・淡路大震災から2年が経過した今、神戸から宣言します。</p> <p>市民、事業者、行政が協力、連携して地域の防災力の向上に努め、安全で安心なまちづくりを推進します。</p> <p>毎年1月17日を忘れないために地震災害等の軽減を目的とするシンポジウムを開催するなど、全国、世界に向けて、神戸から防災、安全に関するメッセージを発信します。</p> <p>我国及び世界の地震災害軽減に役立てるため、阪神淡路大地震の教訓を永く後世に伝え続けます。</p> <p>1997年1月18日 地域防災シンポジウム '97 in 神戸 実行委員会 会長 神戸市長 笹山 幸俊</p> </div> <p>ボランティア団体等との災害支援協定</p> <ul style="list-style-type: none"> 神戸市消防局は、平成9年3月、市内タクシー会社、2個人タクシー協同組合が加盟する近畿自動車無線協会神戸分解と災害時の被害情報提供の覚書を交わす。市内を走向している数千台のタクシー運転手が、災害時にそれぞれの場所での状況を無線で報告すれば、きめの細かい状況を把握できる。[『阪神・淡路大震災復興誌(第3巻)』(財)阪神・淡路大震災記念協会,p620] 平成11年2月、神戸市は、災害時の救助活動の際にガソリンスタンドにある資機材の貸し出しに関する提携を行うために、「大災害時協力ガソリンスタンド」の登録制度を設けた。[『阪神・淡路大震災復興誌(第4巻)』(財)阪神・淡路大震災記念協会,p578] 平成11年7月、神戸市は、日本通運神戸支店、赤帽兵庫県軽自動車運送協同運送組合の2業者と「災

	<p>害時における輸送業務に関する協定」を提携。緊急物資の輸送などに必要な車両を有償で提供してもらった。[『阪神・淡路大震災復興誌(第5巻)』(財)阪神・淡路大震災記念協会,p580]</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成12年4月、神戸市は市内を管轄する全ての郵便局186局と「災害時相互協力に関する覚書」を締結した。災害時に迅速に対応するため、情報交換や施設提供で協力関係を結ぶ。[『阪神・淡路大震災復興誌(第5巻)』(財)阪神・淡路大震災記念協会,p579-580] <p>NPOへの公的事業の委託</p> <ul style="list-style-type: none"> 震災後、被災者支援で活躍してきたボランティアネットワーク「がんばろう!!神戸」の中心メンバーがNPO法人を設立。平成11年11月、神戸市北区に市の委託で在宅介護支援センターをオープンさせる。震災ボランティアをきっかけに神戸市から同センターの運営委託を受けたのは初めて。ボランティア・NPOの育成[市民活動センター神戸ホームページ(http://www.kobekec.net/)] 神戸市では、雇用対策の一環として、NPOを育成するためのアドバイザー派遣事業を始めた。神戸市内では多くのNPOが、なかには経理や労務のノウハウがなく行き詰まるケースもある。そこで、神戸市は、政府が自治体に支給した緊急地域雇用対策特別交付金を活用し、事業をNPO支援団体「市民活動センター・神戸」に委託。同センターは求職者10人程度を有給スタッフとして雇い入れ、経理などの実務をNPOに追うようするための研修を実施したうえで、支援を求めるNPOに派遣する。 <p>ボランティア・NPOとの連携体制の構築</p> <ul style="list-style-type: none"> 神戸市は、災害、事故、事件の幅広い事態を想定した危機管理能力の向上を図るため、産学官による危機管理研究会「神戸安全ネット会議」を平成13年4月に発足。「神戸安全ネット」は、神戸市の地域防災計画(2002年修正)に位置付けられた。[『阪神・淡路大震災復興誌(第7巻)』(財)阪神・淡路大震災記念協会,p573-574] 西宮市では、平成14年7月、市民団体などの活動拠点を、「厚生事業会館」跡地に開設。職員を増設し、相談窓口を開設した。 <p>神戸市民による地域活動の推進に関する条例の施行(平成16年10月)[神戸市市民活動支援課ホームページ(http://www.city.kobe.jp/cityoffice/15/050/work3/work3.htm)]</p> <ul style="list-style-type: none"> 市民と市が対等の立場で、お互いに果たすべき責任と役割を自覚し、パートナーシップ関係を構築し、ともに考えともに汗を流す協働と参画のまちづくりを推進するため、平成16年10月に、神戸市民による地域活動の推進に関する条例を制定した。 <p>阪神・淡路大震災の教訓を踏まえた取組の結果</p>
その他	<p>阪神・淡路大震災の教訓を踏まえた取り組み</p> <p>阪神・淡路大震災の教訓を踏まえた取組の結果</p>
<p>これまでの各方面からの指摘事項</p>	
<p>今回の震災において、市町社会福祉協議会ボランティアセンターは災害の発生当初、一部の市町を除き、平時のボランティア推進体制(需給調整機能)が十分に機能せず、大量のボランティアニーズとボランティアを効果的に結び付けることができない状況であった。その理由として、予想をはるかに超える規模の災害の中で、史上空前のボランティアが活動に参加したこと、ボランティアコーディネーターの機能に今回のような大規模な災害への対応を想定していなかったこと、市町社会福祉協議会ボランティアセンターが避難所となったケースがあったこと、地元のボランティアコーディネーター自身が被災者になったケースがあったこと、ボランティアニーズが大量でかつ短期間に変化するため、把握が困難であったことなどが挙げられる。(『阪神・淡路大震災-兵庫県1年の記録』兵庫県)</p> <p>(「防災とボランティア」を考えるシンポジウムでは)海外を含めた多様な視点から、災害時におけるボランティア活動に関する課題について貴重な講演や報告が行われるとともに、活発な議論が展開された。ボランティアと被災者との関係、ボランティア活動のコーディネートのあり方及びボランティアと行政との連携、協力のあり方など、さまざまな課題が提起され、共生社会の実現に向け、ボランティア活動の輪を一層広げていく上で有意義なシンポジウムとなった。(『阪神・淡路大震災-兵庫県1年の記録』兵庫県)</p> <p>(阪神・淡路大震災の際の)ボランティアの温かい奉仕の心にこたえるためにも、今後、本県としてはボランティア活動の輪を一層広げていく先導的な役割と責任があるものと考えており、ボランティア活動について関係者の幅広い意見や提言を聴きながら、震災におけるボランティア活動の高まりを県民の文化として定着させ、兵庫県が真の「ボランティア先進県」となるよう、県民のボランティア活動に対し積極的に支援を行っていく。(『阪神・淡路大震災-兵庫県1年の記録』兵庫県)</p> <p>神戸市は、ボランティア活動支援の課題として、以下を挙げている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ボランティアの受付・登録などを行ったが、活動調整を行うボランティアセンターが区単位で整備されてい 	

<p>なかったため対応できなかった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被災状況などの情報提供やボランティア活動に関するニーズの把握と情報提供を行う窓口がなく、全国のボランティア団体等に必要な活動要請を行うことができなかった。 ・経験豊富なコーディネーターがほとんどいなかった。また、緊急時にボランティア拠点の中核を組織する民間等スタッフの参加システムがなかった。 ・ボランティアもトレーニングを積んだ団体から初体験で活動に参加する人まで様々であった。個人のボランティアに対する活動上の基本的知識や団体間の活動調整が不十分であったり、ボランティアを受け入れる住民側の理解が未成熟であったためのトラブルが一部に生じた。 <p>(『阪神・淡路大震災 - 神戸の生活再建・5年の記録 - 』神戸市生活再建本部)</p> <p>被災地には、全国からボランティアが多数駆けつけたが、当初はボランティアを受け入れる組織が十分機能しなかったうえ、ボランティア間を連絡・調整する統括組織が存在せず、被災地の救援は効率的ではなかった。そこで必要に迫られて、地域ごとに徐々にリーダー的なボランティア団体やボランティア統括組織が成立していった。(松井豊・水田恵三・西川正之 編著『あのとき避難所は 阪神・淡路大震災のリーダーたち』プレーン出版)</p> <p>(神戸市災害時の被害情報提供の覚書について)市消防局にタクシー無線を傍受する装置を置くことは電波法の規制により実現不可であることから、運転手が無線で伝える被害状況を、基地局が集約して、市消防署に電話で連絡せざるを得ないのが実状。(『阪神・淡路大震災復興誌(第3巻)』(財)阪神・淡路大震災記念協会)</p>
<p>課題の整理</p>
<p>ボランティア活動に対する支援(特に個人ボランティアに対する支援のあり方に関する検討)</p> <p>平常時における関係機関やボランティアとの連携体制の確保</p> <p>ボランティアとの協力・連携体制のあり方に関する検討</p> <p>ボランティアとの役割分担の明確化</p> <p>災害時におけるボランティア受入・調整体制の整備</p> <p>ボランティア、ボランティアコーディネーターの育成支援</p> <p>ボランティアの安全補償に関する検討</p>
<p>今後の考え方など</p>
<p>阪神・淡路大震災で得た経験や教訓を生かし、災害発生時に迅速な対応ができるよう、日頃より行政と市区社会福祉協議会、そしてボランティア団体やNPOとの連携を強め、ボランティアの活動運営やグループの結成促進、育成・交流事業に対し引き続き支援を行う。(神戸市)</p> <p>震災で得た経験を踏まえ、ボランティア機能の迅速な立ち上がりと能力が十分に発揮されるように連携に努める。(尼崎市)</p>